

V

相続・贈与税制

改正のポイント

1 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用対象の明確化

(措令40の4の4、平成28年内閣府告示118)

非課税措置の適用対象とされている不妊治療費用について、平成28年4月1日以後、**薬局に支払われるものも含まれる**こととなりました。

2 贈与税の配偶者控除の申告書添付書類の変更

(相続税法施行規則1の5、9)

適用を受けるための申告書に添付すべき書類が、登記事項証明書のほか、**居住用不動産を取得したことを証するものでもよい**こととされました。

適用

上記の改正は、平成28年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈

期日

与税について適用されます。

(平28改相規附2②)

改正の影響

所有権移転の登記がなくても、**贈与契約書等の添付で適用が認められる**ようになりました。

3 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(措法70の4の2、70の4、70の6、措令40の6)

①

贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例について、農地中間管理事業のために貸し付ける場合にあっては、受贈者の納税猶予の適用期間要件(改正前:10年以上(貸付け時において65歳未満の場合には、20年以上))は適用しないこととされました。

②

贈与税の納税猶予の適用を受けることができる者が認定農業者等に限ることとされました。

③

特例適用農地等に区分地上権が設定された場合においても、農業相続人等がその特例適用農地等の耕作を継続しているときは、納税猶予の期限は確定しないこととされました。

④

農地法の改正に伴い、農業生産法人制度の見直しに伴う所要の措置が講じられました。

適用

上記①の改正は平成28年4月1日以後の貸付けについて、上記②の改正は同日以後の贈与について、上記③の改正は同日以後の区分地上権の設定に

期日

ついて、それぞれ適用されます。

(平28改所法等附127⑤⑧、平28改措令附37)